

税務相談室

診療報酬

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

1. 労働者災害補償保険法や自動車損害賠償責任保険法による診療報酬は、事業所得の計算上社会保険診療報酬に該当し、課税の特例を受けることができると思いますが、どうでしょうか。
2. 先日、東南アジアの某開発途上国から日本へ留学して来た学生が、「国際協力事業団技術研修員の診療に関する証明書」を持参して診療を受けにきました。この証明書によって診療を行った場合の診療報酬は「保険診療収入」となるのでしょうか。
3. 健康診断書や患者等の求めに応じて発行する各種の証明書等の作成手数料収入は、事業所得の計算上どのように取り扱えばよいのでしょうか。

回答

1. 社会保険診療報酬には該当せず、自由診療収入として計算を行う。

医師の事業所得の計算上、社会保険診療報酬（いわゆる保険診療収入）として課税の特例の適用を受けることができる収入は、租税特別措置法第26条第2項に規定されている収入に限られており、それ以外の診療報酬等は自由診療分の収入として事業所得の計算を行わなければなりません。

ところで、ご質問の労働者災害補償保険法（いわゆる労災保険）や自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険）により医師が受ける診療報酬等は、租税特別措置法第26条第2項の課税の特例の適用がある収入としての保険診療収入の範囲に含まれておりません。

したがって、労災保険や自賠責保険による診療収入は、事業所得の計算上、自由診療収入として取り扱われることとなります。

このように、きわめて社会保険に類似しているとはいえ、任意保険に基づく診療報酬は、自由診療収入として取り扱われることとなりますので、留意してください。

2. 自由診療収入になる。

ご質問の「国際協力事業団技術研修員の診療に関する証明書」は、日本政府が国際協力事業団法に基づいて受け入れた開発途上国技術研修員の受入期間中における疾病、負傷等の診療に要する経費の負担および支払に関する証明として発行されるものですが、病医院が、この証明書によって研修員の診療を行った場合には、その診療報酬は、国際協力事業団が某保険会社との特約により、その保険会社を通じて支払うことになっております。

また、この場合の診療の範囲、診療経費の算出や請求の方法については、健康保険法の規定を準用することにされております。

ところで、医師課税の特例が適用される保険診療収入は、租税特別措置法第26条第2項に規定されている診療報酬に限られていますが、ご質問の場合の診療による報酬は、租税特別措置法第26条第2項に規定されている報酬以外の報酬ですので、いかに診療報酬の算出方法や請求の方法が健康保険法の規定を準用していたとしても、医師課税の特例の適用上は自由診療収入として取り扱われることとなります。

3. 診断書などの文書作成料は、自由診療収入として事業所得の総収入金額に算入する。

診断書等について医師法第19条第2項は、「診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求めがあった場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない」と規定し、診断書等の求めに応ずることは診察等を行った医師の義務であるとされています。

また、診断書等を作成する場合には前提として、診断を行うということが通常であろうと思われま

す。したがって、診断書等の作成の手数料は、いわゆる事業所得を生ずべき事業の遂行に付随して生じた収入ではなく、医師としての本来の事業による収入、すなわち診療収入であると考えられます。

医師の事業所得の計算に当たっては、その診療収入を「保険診療収入」と「自由診療収入」とに区分して計算することとなりますが、診断書等の作成手数料収入については、租税特別措置法第26条第2項に規定する保険診療収入には該当しませんので、自由診療収入として総収入金額に算入しなければなりません。